⑷　Time-limit for the submission of application forms, relevant documents for the qualification and the submission of technical proposal by electronic bidding system: 13：00　30 July. 2025

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 13：00　6 Nov. 2025 (tenders brought with 13：00　6 Nov. 2025 or tenders submitted by mail 13：00　6 Nov. 2025)

⑹　Contact point for tender documentation: Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1 Misaki-cho Chuo-ku Niigata-city, Niigata-pref, Japan 950―8801 TEL 025―280―8880 ex. 2528

巻末資料「本入札手続に係る期間等」

下記に示す日程については、土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。

⑴　競争参加資格確認通知　令和７年９月25日まで。

⑵　技術提案に係る施工計画の採否　令和７年９月25日まで。

⑶　入札説明書等の交付期間　令和７年６月30日から令和７年11月５日までの９時00分から17時00分まで。

⑷　申請書及び資料の提出期間　令和７年７月28日から令和７年７月29日までの９時00分から17時00分まで及び令和７年７月30日の９時00分から13時00分まで。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　令和７年９月26日から令和７年11月５日までの９時00分から17時00分及び令和７年11月６日の９時00分から13時00分まで。(利付国債の提供の場合は令和７年９月26日まで。)。

⑹　入札の日時

電子入札システムによる入札の締め切り　令和７年11月６日13時00分まで。

紙による持参の場合の締め切り　令和７年11月６日13時00分まで。

⑺　開札の日時　令和７年11月11日10時00分

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年６月30日

支出負担行為担当官

四国地方整備局次長　水口　幸司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

○第３号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　高知港海岸湾口地区津波防波堤築造工事（その２）

⑶　工事場所　高知県高知市種崎地先

⑷　工事内容　海上地盤改良工１式、基礎工１式、本体工（ケーソン式）１式、仮設工１式、被覆・根固工１式、雑工１式、安全管理１式

⑸　工期　契約締結日から令和８年６月30日まで

⑹　使用する主要な資機材　基礎捨石約4,800㎥、砂約4,300㎥

⑺　本工事は、下記３⑴①に示す特定評価項目１及び特定評価項目２に係る技術提案等の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型・２テーマ））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事においては、申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑼　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑽　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑿　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

⒀　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、四国地方整備局港湾空港部のホームページにより公表する。

⒁　本工事は、発注者が想定する標準工程を提示する試行工事である。

⒂　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒃　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する工事である。

⒄　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。

⒅　本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。

⒆　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型（工期指定）」の試行工事である。

⒇　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

(21)　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ（基礎工）の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図書や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（発注者指定型）である。

(22)　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取組において、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を適用することで、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。

(23)　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する工事である。

(24)　本工事は、賃上げに関する評価を行う工事である。

(25)　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

(26)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

(27)　本工事は、工事検査時（完成・既済部分等）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、工事検査の時間短縮や受注者の説明用資料作成の省略により、検査の効率化を進めるとともに、受発注者の負担軽減を図ることを目的とした「検査書類限定型試行工事」の対象工事である。

(28)　本工事は、令和６年度からの時間外労働上限規制を遵守するために現場作業および内業ともに更なる社内外からの支援が必要となることが想定されることから、技術管理費（出来形管理のための測量等に要する費用のうち、「出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」）、従業員給料手当および法定福利費（現場従業員および現場労務者に関する雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額）（以下「実績変更対象費」という。）について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。

(29)　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、第三者による適正性をチェックする試行工事である。